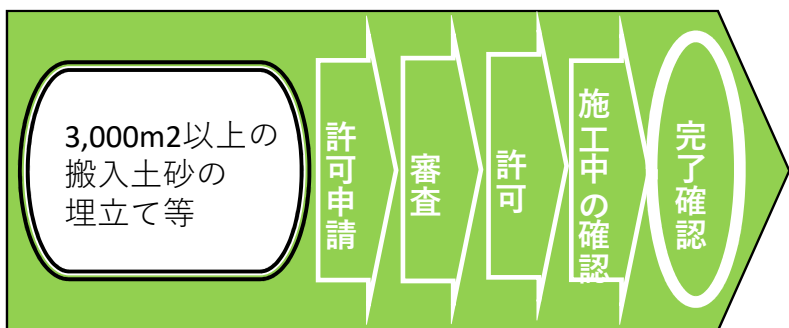


# 土砂の埋立て等(土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積)の規制対象が変わります

## 現在

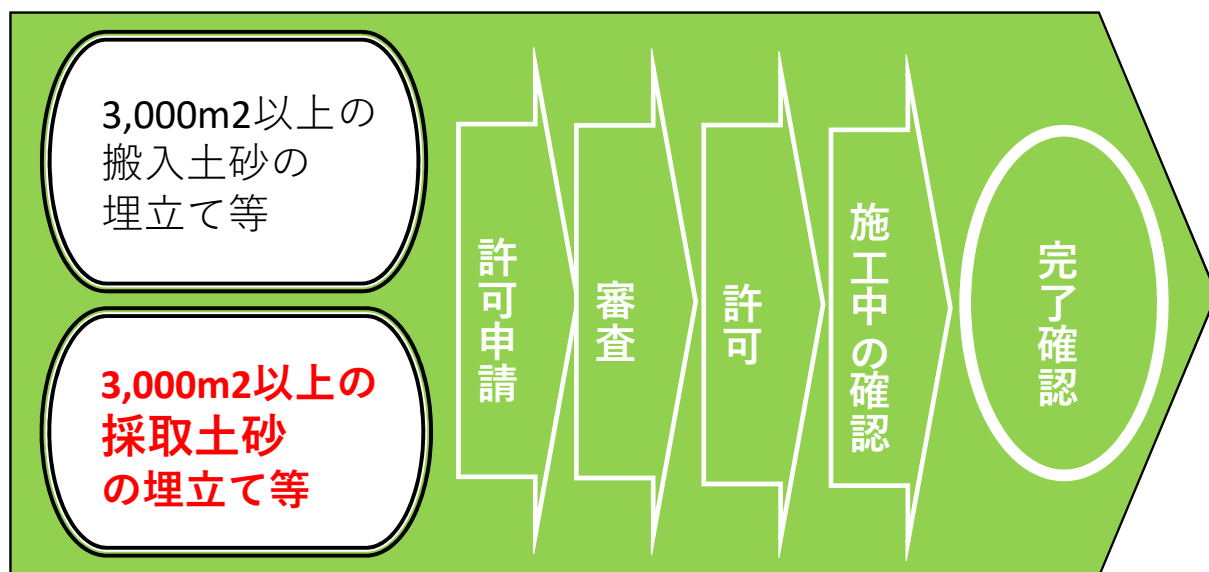
搬入土砂(※)による土砂の埋立て等は許可が必要

※土砂の埋立て等の用に供する区域以外の場所で採取された土砂



## 令和4年4月1日～

土砂の埋立て等の用に供する区域で採取された土砂(採取土砂)のみによる土砂の埋立て等も許可が必要



### ○問い合わせ先・申請書等の提出窓口

林政部森林整備課 林地保全・採石担当  
甲府市丸の内1-6-1 電話 055-223-1645

提出窓口	連絡先	所管区域
中北林務環境事務所 森づくり推進課	韮崎市本町4-2-4 電話 0551-23-3087	甲府市、韮崎市、 南アルプス市、 北杜市、甲斐市、 中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	甲州市塩山上塩後1239-1 電話 0553-20-2720	山梨市、笛吹市、 甲州市
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	西八代郡市川三郷町高田 111-1 電話 055-240-4140	西八代郡、 南巨摩郡
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	都留市田原2-13-43 電話 0554-45-7810	富士吉田市、 都留市、大月市、 上野原市、 南都留郡、 北都留郡

次の許可等を受けている場合は許可申請ではなく届出が必要です。

- ・河川法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可
- ・都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第43条第1項又は第52条の2第1項の許可
- ・山梨県宅地開発事業の基準に関する条例第9条第1項に規定する設計の確認
- ・山梨県砂防指定地管理条例第2条の許可

等